



つくばみらい市規則第28号

つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例施行規則を次のように定める。

令和3年9月29日

つくばみらい市長

つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例（令和 年つくばみらい市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第6条の規定による勧告は、雑草等除去勧告書（様式第1号）により行うものとし、履行期限は、勧告を発した日から30日以内とする。

(命令)

第3条 条例第7条の規定による命令は、雑草等除去命令書（様式第2号）により行うものとし、履行期限は、命令を発した日から30日以内とする。

(戒告)

第4条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告は、雑草等除去戒告書（様式第3号）により行うものとする。

(代執行令書)

第5条 行政代執行法第3条第2項の規定による代執行令書は、代執行令書（様式第4号）とする。

(証票)

第6条 行政代執行法第4条の規定による証票は、代執行責任者証（様式第5号）とする。

(代執行の費用の徴収)

第7条 行政代執行法第5条の規定による費用の徴収は、代執行費用納付命令書（様式第6号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第8条 条例第8条第3項の規定による立入調査員証は、立入調査員証（様式第7号）とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 章 総則

第 1 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 2 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 3 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 4 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 5 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 6 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 7 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 8 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 9 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 10 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 11 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 12 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 13 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 14 条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長

雑草等除去勧告書

あなたの所有（管理）する下記の空き地は、雑草等を除去するよう指導しましたが、
いまだその措置が講じられていないので、当該雑草等を 年 月 日までに除
去するようつくばみらい市空き地の適正管理に関する条例（令和 年つくばみらい市
条例第 号）第6条により勧告します。

記

1. 空き地の所在地 つくばみらい市
2. 空き地の面積 m^2
3. 現地調査日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長

雑草等除去命令書

あなたの所有（管理）する下記の空き地は、 年 月 日付け第 号雑草等除去勧告書により雑草等を除去するよう勧告したところ、正当な理由なく、いまだその措置が講じられておらず、環境を損なう状態が継続していると認められるので、当該雑草等を 年 月 日までに除去するようつくばみらい市空き地の適正管理に関する条例（令和 年つくばみらい市条例第 号）第7条の規定により命令します。

記

- 1 空き地の所在地 つくばみらい市
- 2 空き地の面積 m^2
- 3 現地調査日 年 月 日

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告（つくばみらい市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長

雑草等除去戒告書

あなたの所有（管理）する下記の空き地は、 年 月 日付け第 号雑草等除去命令書により雑草等を除去するよう命令しましたが、いまだその義務が履行されていません。つきましては、当該雑草等を 年 月 日までに除去されない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づき、代執行を実施し、これに要した費用をあなたから徴収します。

記

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 空き地の所在地 | つくばみらい市 |
| 2 空き地の面積 | m ² |
| 3 現地調査日 | 年 月 日 |

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告（つくばみらい市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長

代 執 行 令 書

あなたの所有（管理）する下記の空き地は、 年 月 日付け第 号雑草等除去戒告書により雑草等を除去するよう戒告しましたが、指定した期日までにその義務が履行されていません。つきましては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、同法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要した費用は、行政代執行法第2条の規定により、あなたから徴収します。

記

- | | | |
|---|-----------------|----------------|
| 1 | 空き地の所在地 | つくばみらい市 |
| 2 | 空き地の面積 | m ² |
| 3 | 現地調査日 | 年 月 日 |
| 4 | 代執行の時期 | 年 月 日 |
| 5 | 代執行責任者 | |
| 6 | 代執行に要する費用の概算見積額 | 円 |

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、つくばみらい市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内につくばみらい市を被告（つくばみらい市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第5号（第6条関係）

代 執 行 責 任 者 証

所属
職名
氏名

上記の者は、 年 月 日付け 第 号の代執行令書に定める執行責任者
であることを証明します。

年 月 日

つくばみらい市長

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

通知したとおり、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により実施した代執行に係る費用について、同法第5条の規定により、下記のとおり納付を命令します。

なお、納付期限までに納付がないときは、国税滞納処分の例により徴収されることとなります。

記

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 代執行の実施日 | 年 月 日 |
| 2 請 求 額 | 円 |
| 3 納 付 期 限 | 年 月 日 |
| 4 納 付 方 法 | 別添納入通知書によること |

（表）

第 号 年 月 日交付
立 入 調 査 員 証
所属 職名 氏名
<p>この証を携帯するものは、つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例（令和 年つくばみらい市条例第 号）第9条に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。</p>
つくばみらい市長

（裏）

<p>1 この証は、空き地に立入り、調査を行う場合には、必ず携行しなければならない。</p> <p>2 この証は、関係者から請求があったときは、いつでも掲示しなければならない。</p>
つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例（抜粋）
<p>（立入調査）</p> <p>第9条 市長は、指導、勧告、命令又は代執行を行うために必要があると認めるときは、必要な限度において、市職員に他人の土地に立ち入り、調査させることができる。</p> <p>2 前項の土地の所有者等は、同項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>3 第1項の規定により立ち入り調査を行う職員は、その身分を示す立入調査証を携行し、土地の所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>

